

環境と福祉のクロス・ファンクション(かながわモデル)

小型家電の回収事業が伊勢原市で始まります!!

～ 有用な資源の回収と障害者の社会参加の促進 ～

【背景】

携帯電話やデジタルカメラといった小型家電には、レアメタルや有用金属などの資源が使われていますが、現状では、国内での資源回収が遅れています。現在、県内市町村のほとんどで、小型家電は不燃ゴミとして収集され、分別されずに他の金属類と一緒に金属再生業者等へ売却されています。

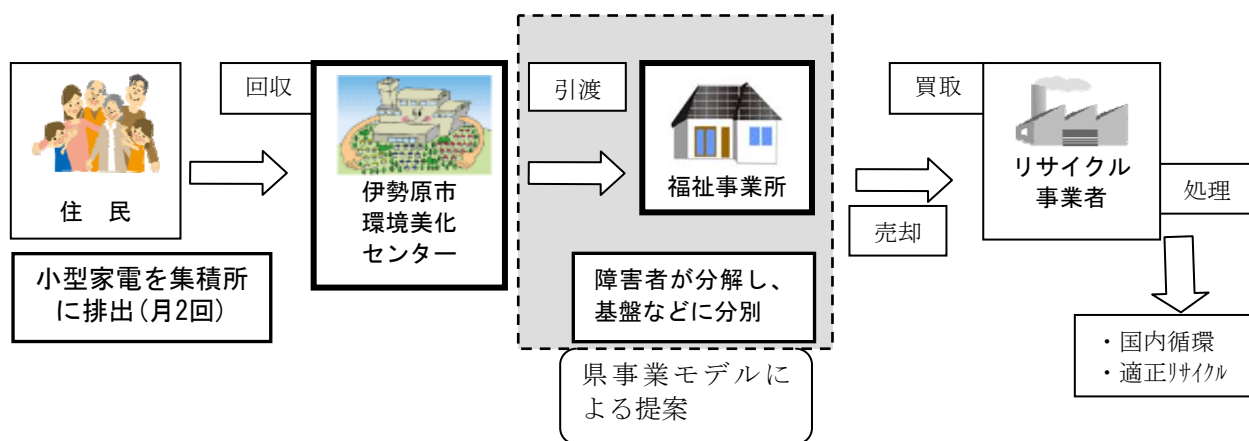
そこで、平成25年4月から、「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」が施行され、小型家電の再資源化に向けた新しい制度がスタートすることになりました。

【県市の取組】

県では、小型家電リサイクル法の施行に先行して、有用な資源の回収だけでなく障害者の社会参加の促進も図るという観点から、市町村が小型家電を福祉事業所へ引き渡し、そこで分解・分別したものをリサイクル事業者へ引き渡す事業モデルを市町村に提案しています。

伊勢原市は、このモデルによる第1号として、小型家電の回収を平成25年1月からスタートします。

【事業の概要図】



<参考資料>

伊勢原市における小型家電の回収事業の概要について

問い合わせ先

小型家電の回収事業について

神奈川県環境農政局環境保全部資源循環課

課長 玉木

電話 045-210-4140

リサイクルグループ 加藤

電話 045-210-4151

障害者の社会参加について

保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課

課長 石黒

電話 045-210-4700

伊勢原市における小型家電の回収事業の概要について

1 回収方法

市の収集運搬車が不燃物の集積所で、不燃ごみの中から小型家電のピックアップ（抜き取り）を行います（月2回）。

＜伊勢原市環境美化センター 伊勢原市神戸378 （電話：0463-94-7502）＞

なお、準備が出来次第、市役所などの公共施設にも回収ボックスを設置して、回収する予定です。

2 回収する小型家電（5種類）の例

①携帯電話（PHS端末含む）、②デジタルカメラ、③ビデオカメラ、④デジタル等携帯音楽プレーヤー（CD・MDプレーヤー含む。）、⑤携帯型ゲーム機

3 分解・分別する福祉事業所

市内3か所の就労継続支援B型事業所

就労継続支援B型事業所：一般企業等での雇用に結びつかない方等に、就労の機会の提供や、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、支援を行う事業所

【福祉事業所による分解作業のイメージ】



分解専用ドライバ



使用済牛乳パックで部品を分別

4 市民へのPR

市は、「広報いせはら」、県は、県のホームページ「かながわりサイクル情報」等により周知を図る予定